

附 属 资 料

会津若松市総合計画審議会

諮 問 書

18企第46号
平成18年8月31日

会津若松市総合計画審議会长 様

会津若松市長 菅 家 一 郎

会津若松市総合計画について（諮問）

会津若松市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、本市の総合計画を別紙のとおり策定することについて、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成18年11月1日

会津若松市長 菅 家 一 郎 様

会津若松市総合計画審議会
会 長 大 橋 寛 一

会津若松市総合計画について（答申）

平成18年8月31日付け18企第46号で諮問のありました標記の件につきまして、会津若松市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

答 申

わが国の総人口が減少に転じ、少子高齢化もますます進行するなど、社会情勢が大きく変化し、地方としてのあり方が問われるなかで、本市は市町村合併という道を選択いたしました。

この合併を契機に、本市は、かけがえのないふるさと「会津」を誇りとし、市民一人ひとりにとって魅力あふれるまちづくりを進め、会津地方の中心都市として、地域を牽引することが求められています。

このような中で、当審議会に諮問された第6次長期総合計画原案は、合併後の新会津若松市の市政運営の指針となるものであることから、審議にあたっては、将来にわたって夢と希望をもち、安心して日々暮らしていけるために、これからのまちづくりはどうあるべきかを中心に、諮問された原案について慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、本計画は、

1. 合併した北会津地域と河東地域に配慮しつつ、新たな枠組みにおける将来像や目標を明確に示していること。
2. 現下の社会経済情勢に的確に対応して重点的に取り組むべき政策や基本的な政策を構築していること。
3. 計画の目標を示し、実効性を担保するため、基本施策ごとに指標を設定していること。

などから、当審議会といたしましては、計画の内容を適切であると認めるものであります。なお、別紙「附帯意見」につきましても十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

今後は、本計画実現のため、市民との協働をさらに推進し、積極的かつ効果的な施策の展開を図りながら、本計画が掲げる新会津若松市の将来像の実現に向け努力されるよう切望するものであります。

【 附 帯 意 見 】

1. 計画の期間

市政運営上、長期的なビジョンは必要であり、総合計画に基づき個別の計画が体系化されるため、その方向性を示すために10年という期間は適当であると考え。ただし、時代の変遷は早いから、常に計画の進捗状況の把握に努め、必要に応じて計画の見直しも検討されたい。

2. 会津らしい歴史や自然がいきづくまちづくりの推進

豊かな自然や歴史的な建造物など、会津らしさを感じさせるまちなみを大切に守り、育てるとともに、中心市街地の活性化や、歩いて暮らせるまちづくりに積極的に取り組まされたい。

3. 将来を担う子どもたちの育成

まちの活力を創り出していくのは「人」であり、将来の会津若松市を担う子どもたちを大切に育てていくために、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや青少年の健全育成に積極的に取り組まされたい。

4. 雇用の確保

長引く景気の低迷などにより、本市の雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、人口の減少に歯止めをかけるためにも、企業誘致などによる雇用の確保に積極的に取り組まされたい。

5. 災害に強いまちづくりの推進

近年、大規模な災害が全国で相次いで発生しているが、ひとたび災害が発生すればその被害は甚大であるため、市民が安全で安心して日々暮らしていけるよう、災害に強いまちづくりに積極的に取り組まされたい。

6. 市民との協働のより一層の推進

計画の目標を達成するためには、行政だけでなく市民が果たすべき役割も重要であるため、行政と市民との協働のより一層の推進に向け、市民の参加を促すためのシステムづくりに積極的に取り組まされたい。

7. ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの理念に基づき、はじめから、すべての人にとって障壁のない社会を築いていくことは、今後のまちづくりにおいて重要であるため、積極的に取り組まされたい。

8. 各種指標

今回、新たな試みとして、基本施策ごとに指標を設定されたことは評価するが、施策の目標と連動するような指標の内容やその目標値の設定について、今後さらに研究・検討に努められたい。

9. 職員の資質向上

住民のニーズが多様化、高度化するなかで、地方分権の進展に的確に対応し、市民の満足度を向上させるためにも、職員の資質の向上に一層努められたい。

会津若松市総合計画審議会委員名簿

役職名	氏名	団体名・役職等	部会等
会長	大橋 寛一	会津若松市区長会会長	第2部会
副会長	岡本 禎二	会津若松市社会福祉協議会会長	第1部会
委員	湯野尻 強	市政に関心を持つ市民	第1部会
委員	長谷川 恵子	市政に関心を持つ市民	第2部会
委員	新井田 萬壽子	会津若松市子ども会育成会連絡協議会会長	第1部会
委員	五十嵐 聡子	会津若松市各種女性団体連絡協議会会長	第2部会
委員	渡部 光子	会津若松市婦人団体連絡協議会会長	第1部会
委員	渋川 恵男	会津若松商工会議所副会頭	第2部会
委員	矢沢 重徳	あいづ農業協同組合総務部長	第2部会
委員	中澤 謙	会津青年会議所理事長	第1部会
委員	遠藤 徳雄	連合福島会津若松地区連合会事務局長	第2部会
委員	阿部 潔	会津若松市父母と教師の会連合会会長	第1部会
委員	利根川 智子	公立大学法人会津大学短期大学部助教授	第1部会
委員	松田 秀雄	元北会津村助役	第1部会
委員	田中 嘉久	元河東町収入役	第2部会
委員	鵜澤 義孝	福島県会津地方振興局企画商工部長	第2部会

部会長 副部会長

敬称略、委員順不同、団体名・役職等は委嘱時による

第1部会は「福祉健康」、「教育文化」、「生活環境」の分野、第2部会は「産業経済」、「都市基盤」、「協働参画」の分野を審議

会津若松市北会津地域審議会

諮 問 書

18企第29号
平成18年7月7日

会津若松市北会津地域審議会
会 長 水 上 洋 一 様

会津若松市長 菅 家 一 郎

会津若松市総合計画の基本構想について（諮問）

会津若松市北会津地域審議会規程第4条第1項第4号の規定に基づき、本市の総合計画の基本構想を別紙のように策定するにあたり、北会津地域に係る事項について貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成18年8月8日

会津若松市長 菅 家 一 郎 様

会津若松市北会津地域審議会
会 長 水 上 洋 一

会津若松市総合計画の基本構想について（答申）

平成18年7月7日付け18企第29号で諮問のありました標記の件につきまして、会津若松市北会津地域審議会規程第4条第1項第4号の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申いたします。

答 申

旧北会津村におきましては、「ともに築く 華ひらく里 きたあいづ」を将来像とする第4次振興計画を定め、住民と行政の協働によるむらづくりを基本姿勢として、平成15年度から計画の実現に向けた取り組みが進められておりました。

その後、北会津村が平成16年11月1日をもって会津若松市に編入合併するにあたり、新市合併ビジョンを基本として「会津若松市・北会津村新市建設計画」が策定され、合併後のまちづくりの基本計画が示されました。この新市建設計画は、旧北会津村の第4次振興計画の内容と方向性を十分に尊重し、編入される北会津村の振興計画の実現に配慮がなされたものであります。

したがって、合併後においても北会津地域のまちづくりは、旧北会津村の住民が思い描いた理想とする姿に向かって継続して実施されるものと認識しているところであります。

この度、合併によって新たな枠組みとなった会津若松市が新総合計画の基本構想を策定するにあたり、北会津地域審議会は、その「北会津地域に係る事項」について諮問を受け、新市建設計画等を踏まえながら7月7日、7月21日及び8月8日に慎重に審議を重ねた結果、当審議会は、会津若松市総合計画の基本構想を適切と認めるものであります。

今後は、基本構想のとおり、市民と行政が協働してまちづくりに取り組み、理想として掲げた将来像「歴史・自然・文化が薫る 誇りと輝きに満ちたふるさと」が実現されますよう市当局の健闘をご期待いたします。

なお、委員の総意として出されました下記の附帯意見につきましても十分考慮し、市政執行に当たられることを希望いたします。

記

附帯意見

- 1．北会津地域は、合併による編入地域であることから、施策の実施にあたっては、合併効果をより一層発揮させるとともに、地域間格差の発生や拡大、地域の連帯感や愛着感の希薄化、きめ細やかな行政サービスの後退及び住民負担の増など、いわゆる合併による懸念事項の払拭に努められたい。
- 2．北会津支所については、北会津地区シビックゾーン整備に係る基本方針に基づいて支所庁舎の利活用の検討が進められるものと認識しているが、支所機能をより充実させ、サービスの低下を招くことがないよう、支所の現行体制を維持されたい。
- 3．北会津中学校の改築にあたっては、生徒の安全確保の観点から、一日も早い完成に努められたい。

会津若松市北会津地域審議会委員名簿

役職名	氏 名	団 体 名・役 職 等
会 長	水 上 洋 一	元北会津村収入役
副会長	遠 藤 順 子	会津若松市老人クラブ連合会北会津地区協議会女性部長
委 員	小荒井 健	市政に関心を持つ市民
委 員	西 脇 公 子	市政に関心を持つ市民
委 員	川 添 一 雄	荒井地区区長会会長
委 員	佐 藤 澄 枝	北会津母の会会長
委 員	坂 内 伸 明	北会津地区認定農業者協議会会計
委 員	竹 内 祥 夫	北会津村商工会青年部長
委 員	齋 藤 実	元北会津村教育委員会委員長
委 員	中 島 一 恵	元北会津村農業委員会会長

敬称略、委員順不同、団体名・役職等は委嘱時による

会津若松市河東地域審議会

諮 問 書

18企第29号
平成18年7月7日

会津若松市河東地域審議会
会長 安藤 義江 様

会津若松市長 菅家 一郎

会津若松市総合計画の基本構想について（諮問）

会津若松市河東地域審議会規程第4条第1項第4号の規定に基づき、本市の総合計画の基本構想を別紙のように策定するにあたり、河東地域に係る事項について貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成18年8月7日

会津若松市長 菅家 一郎 様

会津若松市河東地域審議会
会長 安藤 義江

会津若松市総合計画の基本構想について（答申）

平成18年7月7日付け18企第29号で諮問のありました標記の件につきましては、会津若松市河東地域審議会規程第4条第1項第4号の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

答 申

平成 18 年 7 月 7 日、河東地域審議会が諮問を受けた、「会津若松市総合計画の基本構想」を検討いたしました結果、当審議会は、その内容を適切であると認めるものであります。

なお、委員の総意として出されました、下記の意見につきましても十分考慮し、市政執行に当たられるよう希望いたします。

記

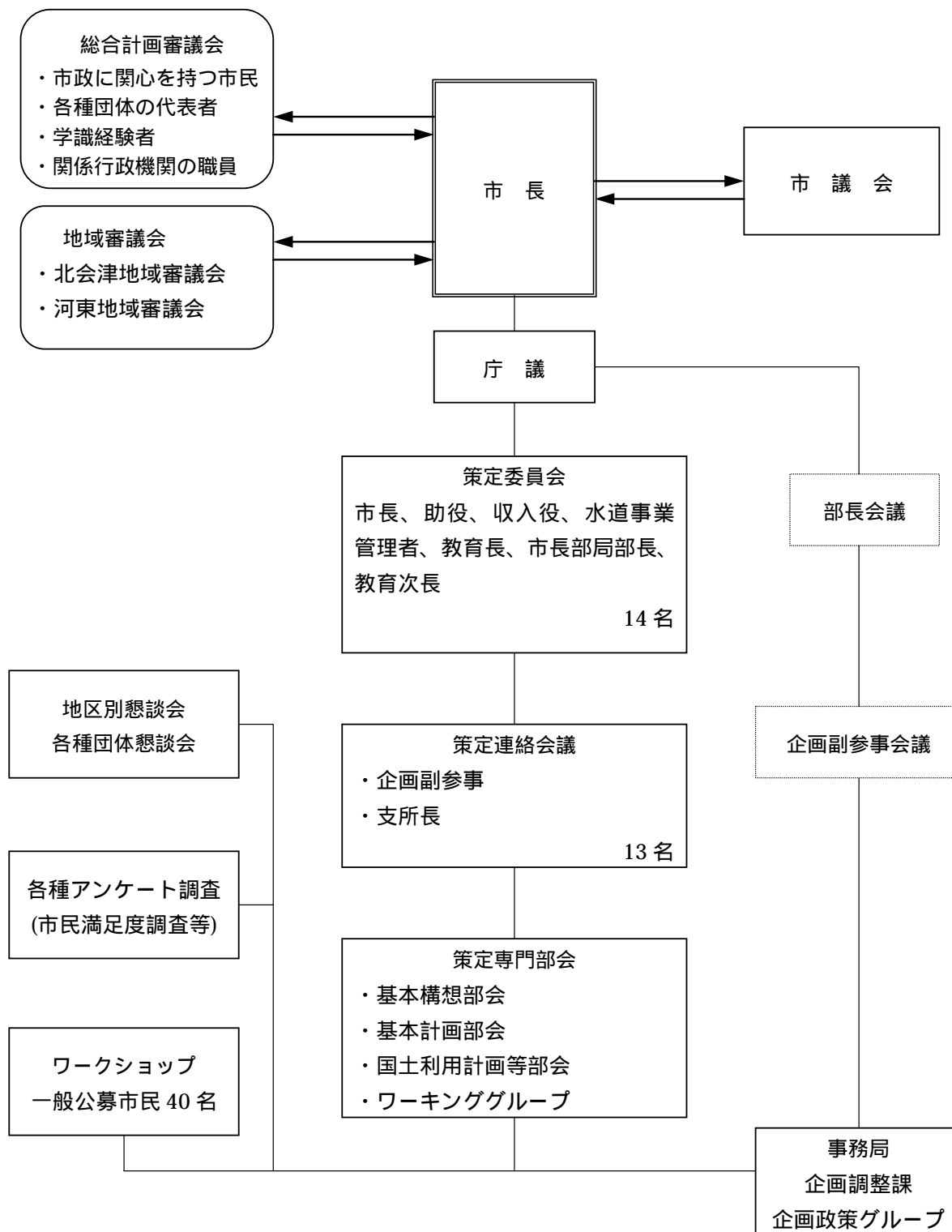
- 1 会津若松市総合計画は、会津若松市・河東町新市建設計画を包含していることから、基本構想に基づき、河東地域の整備を推進されたい。

会津若松市河東地域審議会委員名簿

役職名	氏 名	団 体 名・役 職 等
会 長	安 藤 義 江	元河東町助役
副会長	土 橋 和 代	会津若松市社会福祉協議会理事
委 員	遠 藤 裕 資	市政に関心を持つ市民
委 員	安 西 幹 子	市政に関心を持つ市民
委 員	斎 藤 幸一郎	日橋地区区長会会長
委 員	鴉 巢 千鶴子	河東町婦人会副会長
委 員	渡 辺 市 雄	河東町認定農業者等協議会会長
委 員	古 川 孝 治	元河東町商工会青年部長
委 員	倉 戸 晋	元河東町教育委員会委員長
委 員	棚 木 政 次	元河東町農業委員会会長職務代理者

敬称略、委員順不同、団体名・役職等は委嘱時による

計画策定組織の体系



会津若松市新長期総合計画等策定委員会設置要綱

(平成 17 年 11 月 8 日決裁)

(平成 18 年 3 月 30 日決裁)

(設置)

第 1 条 本市の新たな長期総合計画及び国土利用計画を策定するにあたり、会津若松市総合計画審議会へ諮問する新長期総合計画案及び会津若松市議会に提案する新国土利用計画案を決定するため、会津若松市新長期総合計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、会津若松市総合計画審議会へ諮問する新長期総合計画案及び会津若松市議会に提案する新国土利用計画案の検討並びに決定を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 14 名で組織し、委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 市長 | (8) 総務部長 |
| (2) 助役 | (9) 市民部長 |
| (3) 収入役 | (10) 健康福祉部長 |
| (4) 水道事業管理者 | (11) 観光商工部長 |
| (5) 教育長 | (12) 農政部長 |
| (6) 企画政策部長 | (13) 建設部長 |
| (7) 財務部長 | (14) 教育次長 |

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、助役をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、次に掲げる職にある者に対し、会議の出席を要請することができる。
 - (1) 代表監査委員
 - (2) 議会事務局長
 - (3) 選挙管理委員会事務局長
 - (4) 農業委員会事務局長
- 3 委員が都合により委員会に出席できないときは、当該委員の指名する職員を代理として出席させることができる。

(新長期総合計画策定連絡会議及び新国土利用計画等策定連絡会議)

第 6 条 委員会に新長期総合計画策定連絡会議及び新国土利用計画等策定連絡会議を設置するものとする。

(新長期総合計画策定連絡会議)

第 7 条 新長期総合計画策定連絡会議は、次に掲げる事務を所掌し、必要に応じて、その結果を委員長に報告するものとする。

- (1) 新たな長期総合計画の基本構想及び基本計画の案の調査、検討に関すること。
- (2) 新たな長期総合計画の基本構想及び基本計画の案の策定に係る庁内の連絡調整に関すること。
- 2 新長期総合計画策定連絡会議は、幹事 13 名で組織し、幹事は次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 企画政策部企画副参事	(7) 農政部企画副参事
(2) 財務部企画副参事	(8) 建設部企画副参事
(3) 総務部企画副参事	(9) 教育委員会企画副参事
(4) 市民部企画副参事	(10) 水道部企画副参事
(5) 健康福祉部企画副参事	(11) 北会津支所長
(6) 観光商工部企画副参事	(12) 河東支所長

- 3 新長期総合計画策定連絡会議は、企画政策部企画副参事が招集し、議長となる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、新長期総合計画策定連絡会議に幹事でない者の出席を求めることができる。
- 5 幹事が都合により新長期総合計画策定連絡会議へ出席できないときは、当該幹事の指名する職員を代理として出席させることができる。

(新国土利用計画等策定連絡会議)

第8条 新国土利用計画等策定連絡会議は、次に掲げる事務を所掌し、必要に応じて、その結果を委員長に報告するものとする。

- (1) 新たな国土利用計画案及び新たな長期総合計画の地域別将来展望案の調査、検討に関すること。
 - (2) 新たな国土利用計画案及び新たな長期総合計画の地域別将来展望案の策定に係る庁内の連絡調整に関すること。
- 2 新国土利用計画等策定連絡会議は、幹事 21 名で組織し、幹事は次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 企画政策部企画調整課長	(12) 建設部区画整理課長
(2) 企画政策部地域振興課長	(13) 建設部下水道課長
(3) 市民部環境生活課長	(14) 建設部道路建設課長
(4) 市民部防災安全課長	(15) 建設部建築課長
(5) 健康福祉部社会福祉課長	(16) 教育委員会総務課長
(6) 観光商工部観光課長	(17) 教育委員会生涯学習課長
(7) 観光商工部商工課長	(18) 農業委員会事務局次長
(8) 農政部農政課長	(19) 水道部総務課長
(9) 農政部農林課長	(20) 北会津支所まちづくり推進課長
(10) 建設部都市計画課長	(21) 河東支所まちづくり推進課長
(11) 建設部花と緑の課長	
 - 3 新国土利用計画等策定連絡会議は、企画政策部企画調整課長が招集し、議長となる。
 - 4 議長は、必要があると認めるときは、新国土利用計画等策定連絡会議に幹事でない者の出席を求めることができる。
 - 5 幹事が都合により新国土利用計画等策定連絡会議へ出席できないときは、当該幹事の指名する職員を代理として出席させることができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、新長期総合計画等策定専門部会(以下「専門部会」という。)を設置することができる。

- 2 専門部会は、新長期総合計画及び新国土利用計画の原案の立案を行う。
- 3 専門部会は、新長期総合計画策定連絡会議又は新国土利用計画等策定連絡会議が指定する課の職員で構成する。

(庶務)

第10条 委員会、新長期総合計画策定連絡会議、新国土利用計画等策定連絡会議及び専門部会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- (失効)
- 2 この要綱は、平成 19 年 3 月 31 日にその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

計画の策定経過

年月	会議名等	内容
H17. 7	市民満足度調査	・3,730通発送(河東地域分を除く)
H17. 9	まちづくり小・中・高・大学生アンケート	・約2,700通発送
H17.10	まちづくり事業所アンケート	・600通発送
H17.11	市民満足度調査	・270通発送(河東地域分)
H17.11	職員アンケート調査	・合併後全職員を対象に実施
H17.11. 8	庁議	・基本方針について
H17.11.24	第1回長計策定連絡会議	・基本方針について ・策定委員会設置要綱について ・各種アンケート結果について
H17.11.28	第1回策定委員会	・基本方針について ・策定委員会設置要綱について ・各種アンケート結果について
H17.12.13	総務委員会協議会	・基本方針について ・各種アンケート結果について
H17.12.15	第1回ワーキンググループ	・市の現状について
H17.12.20	第2回ワーキンググループ	・市の将来像について
H17.12.26	第2回長計策定連絡会議	・専門部会について
H17.12.26	第3回ワーキンググループ	・市長との意見交換
H18. 1. 5	第4回ワーキンググループ	・社会の動向と市の課題について
H18. 1. 6	第1回市民ワークショップ	・市の現状について
H18. 1.17	第5回ワーキンググループ	・まちづくりのフレームについて
H18. 1.18	第2回市民ワークショップ	・市の課題と原因の分析
H18. 1.19	第1回基本構想部会	・基本構想骨子(案)について
H18. 1.24	第6回ワーキンググループ	・計画の位置づけについて
H18. 1.30	第7回ワーキンググループ	・基本構想骨子(案)について
H18. 2. 1	第3回市民ワークショップ	・まちづくりの目標の設定
H18. 2. 3	第2回基本構想部会	・基本構想骨子(案)について
H18. 2.14	第2回国土利用計画等部会	・地域区分について
H18. 2.14	第2回国土利用計画等策定連絡会議	・地域区分について
H18. 2.15	第4回市民ワークショップ	・目標達成のための施策の提案
H18. 3. 7	第5回市民ワークショップ	・提言の取りまとめ
H18. 3.14	第6回市民ワークショップ	・提言の取りまとめ
H18. 3.18	市民ワークショップ報告会	・提言の発表
H18. 3.30	第3回基本構想部会	・基本構想骨子(案)について
H18. 4. 6	第3回長計策定連絡会議	・基本構想骨子(案)について
H18. 4.20	第2回策定委員会	・基本構想骨子(案)について

年月	会議名等	内容
H18. 4.21	第4回基本構想部会	・基本構想の草案について
H18. 4.26	第3回国土利用計画等部会	・地域別将来展望骨子(案)について
H18. 4.27	第4回長計策定連絡会議	・基本構想の草案について
H18. 4.27	第3回国土利用計画等策定連絡会議	・地域別将来展望骨子(案)について
H18. 5. 8	第3回策定委員会	・基本構想の草案について
H18. 5. 9	第1回基本計画部会(教育文化小部会)	・基本計画の草案について
H18. 5. 9	第1回基本計画部会(福祉小部会)	・基本計画の草案について
H18. 5.10	第1回基本計画部会(都市基盤小部会)	・基本計画の草案について
H18. 5.10	第1回基本計画部会(経済小部会)	・基本計画の草案について
H18. 5.16	第4回策定委員会	・基本構想の草案について
H18. 5.17	第4回国土利用計画等部会	・地域別将来展望の草案について
H18. 5.18	第5回長計策定連絡会議	・基本構想の草案について ・基本計画の草案について
H18. 5.18	第4回国土利用計画等策定連絡会議	・地域別将来展望の草案について
H18. 5.24	第5回策定委員会	・基本計画の草案について
H18. 5.25	第6回長計策定連絡会議	・基本計画の草案について
H18. 5.29	第6回策定委員会	・基本計画の草案(まちづくりの基本政策)について
H18. 5.30	第7回策定委員会	・基本計画の草案(まちづくりの基本政策)について ・地域別将来展望の草案について
H18. 5.31	第8回策定委員会	・基本計画の草案(まちづくりの基本政策)について
H18. 6. 2	第9回策定委員会	・基本計画の草案(重点的に取り組むべき政策)について
H18. 6. 5	第10回策定委員会	・新長期総合計画の素案について
H18. 6.19	総務委員会協議会	・新長期総合計画の素案について
H18. 6~7	市議会各会派との懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 7~8	パブリックコメント	・新長期総合計画の素案について
H18. 7. 3	高野地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 7. 4	北会津地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 7. 5	謹教地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 7. 6	河東地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 7. 7	北会津地域審議会	・諮問、経過報告、概要説明
H18. 7. 7	河東地域審議会	・諮問、経過報告、概要説明
H18. 7.11	行仁地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 7.13	町北地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 7.14	鶴城地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 7.18	城北地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 7.19	一箕地区懇談会	・新長期総合計画の素案について

年月	会議名等	内容
H18. 7.20	第7回長計策定連絡会議	・計画策定の経過と今後のスケジュールについて
H18. 7.20	日新地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 7.21	河東地域審議会	・新長期総合計画の基本構想について
H18. 7.21	北会津地域審議会	・新長期総合計画の基本構想について
H18. 7.24	湊地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 7.27	城西地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 8. 3	第8回長計策定連絡会議	・計画素案に対する意見について ・計画素案の修正点及び指標について
H18. 8. 3	東山地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 8. 5	各種団体懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 8. 7	河東地域審議会	・新長期総合計画の基本構想について ・答申
H18. 8. 7	大戸地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 8. 8	北会津地域審議会	・新長期総合計画の基本構想について ・答申
H18. 8. 8	第11回策定委員会	・計画素案に対する意見について ・計画素案の修正点及び指標について
H18. 8. 8	門田地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 8. 9	神指地区懇談会	・新長期総合計画の素案について
H18. 8.10	第9回長計策定連絡会議	・人口フレーム・経済フレームについて ・計画素案の修正点及び指標について
H18. 8.17	第12回策定委員会	・人口フレーム・経済フレームについて ・計画素案の修正点及び指標について
H18. 8.18	第13回策定委員会	・人口フレーム・経済フレームについて ・計画素案の修正点及び指標について
H18. 8.23	議員全員協議会	・新長期総合計画の原案について
H18. 8.31	第1回総合計画審議会	・委嘱状交付、諮問、概要説明
H18. 9.20	第2回総合計画審議会	・基本構想について
H18. 9.29	第3回総合計画審議会	・基本構想について ・基本計画（重点的に取り組むべき政策）について
H18.10. 5	第4回総合計画審議会 （第1部会）（第2部会）	・基本計画（まちづくりの基本政策）について
H18.10.12	第5回総合計画審議会 （第1部会）（第2部会）	・基本計画（まちづくりの基本政策）について
H18.10.19	第6回総合計画審議会	・基本計画（計画の推進に向けて）について ・地域別将来展望について
H18.10.26	第7回総合計画審議会	・計画全般について ・答申案について
H18.11. 1	総合計画審議会答申	・諮問に対する審議結果について
H18.11. 2	第14回策定委員会	・新長期総合計画案について
H18.11. 2	庁議	・新長期総合計画案の決定について

用語解説

アルファベット・数字・略語

BMI

肥満の度合の目安として使われる体格指数のこと。体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で算出する。「22」が生活習慣病になりにくい理想の数字とされている。18.5未満がやせ、18.5以上25未満が普通、25以上が肥満と判定される。

BOD(生物化学的酸素要求量)

微生物が水中の汚れ(主として有機物)を分解する際に消費する酸素の量のこと。数値が大きいほど汚れていることを示し、河川の水質汚濁の程度を示す指標として用いられる。

COD(化学的酸素要求量)

酸化剤を用いて水中の汚れ(主として有機物)を分解する際に消費される酸化剤の量のこと。数値が大きいほど汚れていることを示し、湖や海の水質汚濁の程度を示す指標として用いられる。

ICカード

情報を記憶するために、IC(電子集積回路)チップを埋め込んだカードのこと。

ISO(=ISO14001環境マネジメントシステム)

国際標準化機構(ISO)が定める環境保全に関する国際的な標準規格のこと。事業所などの環境保全のための方針や行動計画の実行・運用のための体制整備などを内容としている。

NPO

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体など、社会的な使命の実現をめざして活動する民間非営利組織のこと。

PDCAサイクル

計画を立て(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて改善(Action)を行う、という工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

3R運動

3Rとは、ごみの発生を抑制する「リデュース(Reduce)」、物を繰り返し利用する「リユース(Reuse)」、再資源化する「リサイクル(Recycle)」の3つの頭文字をとったもので、この順序でごみ減量を推進し、有限な資源を守り育てることを目的とした運動のこと。

ア 行

会津ぐるっとカード

特定エリア内の公共交通が2日間乗り放題となるほ

か、協賛する観光施設・飲食店などの割引が受けられる特典付割引乗車券のこと。

アウトソーシング

経営資源(ヒト・モノ・カネ)を中心的な業務に集中させていくために、それ以外の業務や外部を活用した方が効率的である業務、あるいは専門的な業務などを外部に委託すること。

いにしえと夢の森

市の東部に位置する飯盛山、背あぶり山、小田山、大窪山などの山麓やその周辺地域一帯のこと。

インキュベーション施設

起業希望者に、場所・資金・人材・経営コンサルティングなどを提供して、企業の創業を助ける施設のこと。

カ 行

街区公園

もっぱら街区内に居住する者が、容易に利用できるように配置された公園のこと。標準敷地面積は0.25ha。

学校評議員制

地域の有識者や各種団体、保護者などから評議員を選出し、学校運営のあり方や地域との連携について、助言や意見を求めていく制度のこと。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全に支障をきたす原因となるおそれのあるもののこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

グリーンツーリズム

緑豊かな自然環境や個性豊かな伝統文化・人情味あふれる日常生活など、都会にはないゆとりとやすらぎを求めて、農村にゆくりと滞在する余暇活動などのこと。

広域連合

様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限移譲の受け入れ体制として、都道府県、市町村、特別区が設置することができ、これらの事務で広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進する組織のこと。

公園緑化愛護会

快適・安心・緑豊かな公園緑地を維持管理することを目的として、近隣の町内会等が主体となって結成された組織のこと。公園緑地の清掃活動、花の植栽活動等を行う。

高水敷

川の中で大雨の時にだけ水が流れ、普段は水が流れない場所のこと。

交通需要マネジメント

自動車から公共交通機関へ移動手段の変更を促すことにより、都市・地域レベルでの交通渋滞を緩和すること。

コミュニティカレッジ

就業を希望する者を対象に、コンピュータに関する専門知識を習得させることを目的として、市が取り組んでいる事業のこと。

コンピュータウイルス

ファイルを破壊したり、ウイルス自身の複製を作成するなど、ユーザーが予期しない動作をする意図的に作られたプログラムのこと。

コンベンション観光

大規模な会議や見本市など多くの人が集まる催し物を開催したり誘致するなどして観光誘客を図ること。

サ 行

産業観光

地域産業施設・基盤施設及び関連資源・施設を対象として、地域における産業を学習し楽しむことを目的とした観光形態のこと。

指定管理者制度

民間の能力を活用し、市民サービスの向上や経費の削減を図ることを目的として、市が指定した法人や団体に、「公の施設」の管理・運営を行わせる制度のこと。

住宅ストック

社会資産として現存する住宅のこと。

情報リテラシー

パソコンなどの情報機器を使いこなす情報社会に対応し日常生活に役立てる能力のこと。

新エネルギー

太陽光発電、風力発電などのこと。石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なものとされており、技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面などから普及が進んでいない。

森林施業

下刈り、除伐、間伐、枝打ちなどの森林の保育作業のこと。

スクールカウンセラー

学校で児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じて指導・助言を行う人のこと。

セーフティネット

万一の事態に対する備えや、最低限の生活を保障する安全対策のこと。

総合型地域スポーツクラブ

地域住民が自主的に運営し、子どもから高齢者、障がいのある方まで様々なスポーツを愛好する人々が参加できる総合的なスポーツクラブのこと。

そ族昆虫

ネズミやダニなど衛生上悪影響を与える小動物や害虫などのこと。

タ 行

団地施業計画

森林整備に必要な造林補助事業を受けるために策定される 30ha 以上の団地を形成した森林の施業計画のこと。

地域支援ネットワークボランティア

地域住民がともに支えあい、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりをめざし、地域の高齢者や子育て中の方々等を支援するボランティア組織のこと。

地域包括支援センター

日常生活圏域ごとに設置される、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、医療との連携、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中核機関のこと。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき策定される災害時における計画のこと。災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的に計画し、かつ有効的に実施することで、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図り、社会秩序の維持及び公共の福祉の向上を目的とする。

地産地消

「地元生産-地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費すること。

地上デジタル放送

従来のアナログテレビ放送から、電波の有効利用やテレビ放送の高画質化・高機能化を推進するため、デジタル方式に移行したテレビ放送のこと。

中間処理

廃棄物を埋立て処分（最終処分）する前に、分別（リサイクル）減容（焼却・破砕・脱水等）による減量化処理や、無害化、安定化（中和等）などの処理を行うこと。

DESTINATIONキャンペーン

地方自治体や観光関連団体とJR6社が協力し、全国的な誘客を図る事業のこと。JRは開催地に対して集中的なPR活動を行って全国からの送客を推進し、地元自治体は、大規模な誘客イベント等を実施する。

電子商取引

インターネットなどのネットワークを利用して、契約や決済などを行う取引形態のこと。

特定優良賃貸住宅

中堅所得者向けに一定の条件を満たして建設する賃貸住宅のこと。

土地利用型作物

単位面積あたりの収益性は低いが、機械化による省力的な作業体系の確立により、一定規模以上の面積を利用しながら収益性を高めていく作物のこと。本市においては水稲、大豆、そば等をいう。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

家庭内（恋人間）の親密な関係における身体的・精神的・性的・経済的暴力のこと。

ナ 行

ニュースポーツ

フライングディスクやインディアカといった、これまでの競技スポーツになじめない人など、誰でも気軽に参加できるスポーツのこと。

認知症

記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性化することによって日常生活に支障をきたした状態のこと。

認定農業者

農業経営の規模拡大や合理化等をめざし、自らの創意工夫による農業経営の改善計画を策定して、市から認められた者のこと。

ノーマライゼーション

障がいのある方もない方も、すべての人が一緒にいる社会・状態がノーマル（普通）だという考え方のこと。

ハ 行

パブリックコメント

新規事業への取り組みや条例の制定にあたって、住民の意見を反映させるため、その原案を公表して広く意見を募り、意見に対する行政としての考え方を公表する制度のこと。

バリアフリー（化）

障がいのある方や高齢者などが生活しやすいように、道路段差の解消など、生活するうえでの障壁を取り除いていくこと。

フィルムコミッション

映画やテレビのロケ撮影をスムーズに進めるために、ロケ地の誘導や撮影支援を行う組織のこと。

ほ場整備

効率的な農業や農村生活の改善を目的に、田畑を区画整理により集積するとともに、農地周辺の水路や道路等を一体的に整備すること。

ホスピタリティ

親切なもてなしのこと。

マ 行

モータリゼーション

日常生活において、自動車が普及し一般化している状態のこと。

もったいない

「会津若松市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」では、昔からものを大切にする意味で使われている「もったいない」をキーワードに、ごみ減量・リサイクルの推進を図ることとしている。また、ケニア環境副大臣ワンガリ・マータイ氏（ノーベル平和賞受賞者）は、日本語の「もったいない」精神に深く共鳴し、この言葉を環境保全運動等の国際語として地球環境を守ろうと訴えている。

ヤ 行

ユニバーサルデザイン

はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、環境などを計画、設計すること。